

## 議 会 運 営 委 員 会 書 記 録

令和 8 年(2026年) 4 月 1 5 日(水)  
第 3 委員会室

### ◎ 出 席 者

◇委員長 竹 内 栄 治

副委員長 小 林 豊代子

委 員 藤 部 徳 治、小 林 成 好、小 口 高 寛、野 口 高 明  
島 田 玲 子、山 田 大 助、白 川 秀 嗣、松 島 孝 夫

◇議 長 畑 谷 茂

◇委員外議員 菊 地 貴 光 副議長

◇傍聴議員 大 田 ちひろ

◇事務局 松村局長、藤浪次長(兼)議事課長、東條副課長、倉田主幹、村田主幹、鈴木主任  
内海主事

### ○ 開 会 前 ( 9 : 2 8 )

- ・ 事務局より議会運営委員会出席の事務局職員転入者の紹介

### ○ 開 会 ( 9 : 2 9 )

◇ 議長あいさつ及び諮問

- ・ 付議事件の委員会付託について

### ○ 諸般の報告

◇ 付議事件について《次長報告》

市長から提出された議案は、専決処分議案 1 件、一般議案 3 件の合計 4 件である。

◇ 議案説明会について《次長報告》

議案説明会は、議員会終了後に第 1 委員会室を会場に行い、説明時間については概ね 5 分と伺っている。

### ○ 議 事

◇ 会期予定及び付議事件の委員会付託について《次長説明》

まず、会期については、4 月 2 2 日(水)の 1 日間で編成している。臨時会の付議事件については、申合せ事項の臨時会の運営関係に基づき議事を進め、委員会付託は省略することとなる。具体的な議事の進め方は、提案説明の後、議案審査のための休

憩を挟み、質疑、委員会付託省略の後、再び、討論通告のための休憩を挟み、討論、採決となる。なお、議案の質疑は、臨時会においては通告書の提出は行わず、質疑を行う議員は挙手により質疑していただくこととなる。また、2回の休憩は、先例により議場外休憩とし、慣例により、それぞれ概ね30分としているが、2回目の討論通告のための休憩については、概ね10分を目安に事務局で各会派に討論の有無を確認させていただきたいと考えている。なお、討論の通告については、事務局から各会派へ報告する。

改めて、具体的な流れを会期予定(案)に沿って説明する。午前10時に開会、開議、諸般の報告、会議録署名議員の指名、会期の決定の後、市長提出議案の一括上程、提案理由の説明を行い、質疑、委員会付託省略、討論、採決を行い、閉議、市長あいさつ、閉会となる。

※ 委員全員意見はなく、異議もなく、事務局説明のとおり決定された。

#### ◇ 執行部席の変更について《次長説明》

執行部から4月臨時会における執行部席の一部変更について、申入れがあった。今臨時会の執行部席は、議案等の関係から説明員の出席は8名となり、保健医療部長は市民協働部長席へ変更し、お手元の座席表のとおりとすることについて、ご了承いただきたいとのことである。

※ 委員全員意見はなく、異議もなく、執行部の申入れのとおり了承された。

#### ◇ 議会運営委員会の申合せ事項の改正について

★委員 長        本件については、前回改正案を提示し、内容を持ち帰っていただいた。  
本件改正案についてご意見等はあるか。

☆島田委員        一般質問の発言の順序は提出順がよいのではないか。

★委員 長        3月6日の議会運営委員会でこの案を提示したが、改正する内容については、その前の議会運営委員会で皆さんには賛成していただいている。そのため、一般質問の発言順を提出順にするということであれば、新たな提案としていただくことになる。

☆島田委員        今、会派の意見を申し上げたが、そのようであれば、皆さんと同様、案のとおりでかまわない。

★委員 長        配付した案のとおり、申合せ事項を改正することにご異議ないか。

※ 委員全員異議はなく、そのように決定された。

#### ◇ 会派要件の見直しの件について

★委員 長        本件について前回、提案会派であるこしがや無所属の会から提案理由

の説明を受け、内容を持ち帰っていただいたため、各会派の協議結果を伺う。

☆野口高明委員      議員ハンドブック 107 ページにある越谷市議会の会派に関する内規の第2条第2項、「前項の会派の結成には、3人以上の所属議員がなければならない。ただし、政党については、3人未満の場合でも会派とみなすものとする」の「ただし」以降を削除するということで、会派として決定している。

☆藤部委員      今までどおり3名以上の会派が望ましいと考える。理由として、会派には代表・幹事長・会計を置くことになっており、党としてそのような意見でまとまっている。ただし、従来の考え方が現在に反映されていると思われるため、この形になった経緯を事務局に確認したい。

☆島田委員      今までどおりでよい。

☆小口委員      今までどおりでよい。

☆山田委員      今までどおりでよい。

☆小林成好委員      現状、特に問題を感じていないため、変更しないでよいと考える。

★次 長      事務局にて会派の変遷を振り返ったところ、市制施行後初めての選挙となった、昭和38年10月の時点で、二つの政党会派がそれぞれ1人会派として存在していた。以降、国政政党を名乗る会派については3人未満であっても、会派として活動しているのを確認している。当時、どのような話し合いがあつて国政政党について会派としてみなしたか、確認は取れないが、少なくとも越谷市議会が議会として活動し始めた頃から、国政政党については1人会派という形が、存在していることを確認している。

★委 員 長      事務局から経緯の説明があつたが、現状、提案会派とNEXT越谷は、ただし書の削除、他5会派はそれぞれ今までどおりという状況である。

☆白川委員      私が提案しているのは、政党会派の議員は1人でも会派を結成できることについて改正をしてほしいということである。2人か3人、あるいは、5人か6人以上ということは別件で議論いただきたいことをご理解いただきたい。二つ目は、昭和38年当時の政治状況と今の政治状況は劇的に変化しており、その変化に対して市議会が対応するのは当然のことであると考え。先輩議員が築いてきた経緯を踏まえた上で、新党が次々乱立するような状況になった際に、本当に対応できるのか。

三つ目は、大概の場合、新党で当選された方は、議員の経験がなく、たった1人の会派で代表者会や議会運営委員会、その他の権利も全て行使する状況では、発言を求められたりと、一般的に相当な困難が生じ、苦しむと思われる。

四つ目は、政党の枠だろうと、政党ではなかろうと、市民から選ばれることは全く平等で、公然として平等の職にあつて任期4年間を全うするわけであり、著しく不公平になっていることは解消すべきではないか。

★委員長 政党会派の構成人数については別の問題として検討し、ただし書についてどうするか、会派で持ち帰り、白川委員のご意見も参考にしながら、再度検討いただきたい。

☆藤部委員 現在多党化が進んでおり、東京都でも国民民主党や、参政党、れいわ新選組等、新たな国政政党が出てきている。他市の状況を事務局で調査することはできるか。

★次 長 事務局にて調査することは可能だが、会派の構成要件については各議会まちまちのため、参考にならない可能性がある。政党要件関係なく、1人から全て会派を認めているところもあれば、2人以上、3人以上というところもある。それぞれの議会の過去の背景や、人口規模、議会の規模等も含めてかなり違いがある。調査自体は越谷市から行うことも可能であり、これまでに行われた調査の結果もあるため、まとめて次の会議で提示できるようにする。

☆白川委員 政党公認の方が、1人でも会派の名前を名乗ることを否定しているわけではない。1人会派の方が代表者会議も議会運営委員会も全て同じように権利を行使する。ここに障害があるため、あえて言うと、会派の結成はできるが、権利行使に関しては保留にするのはどうか。

☆松島委員 私ども、白川委員の意見は、議員間の不平等をなくすための提案と考えている。今現在、国政政党であれば1人でも会派を結成することができ、議員平等の原則に反している状態である。今最もわかりやすい例として、小林成好委員は1人で会派を組んで代表者会議及び議会運営委員会に出席されている。一方で、今まで会派であった越谷市民ネットワークは3人から2人となり、2人いるにもかかわらず、現在代表者会議にも議会運営委員会も出席及び発言ができないという、議員の立場でありながら不平等の現実が起きているため、解消してはどうかという提案に

なると考える。あくまでもこの議員間における不公平感や差別を黙認するか否かの観点で、検討及び協議いただきたい。

☆山田委員

以前から、日本共産党越谷市議団が主張している考えも、持ち帰っていただきたい。確かに不平等は解消するべきということは考えている。ただ一方で、その1人が優遇されているとの言い方もされており、裏を返すと権利が拡大をしている状況と我々は見ている。その不平等を解消する際に権利を後退させるのではなく、拡大する方向で解消するべきだと常々言っていた。全ての政党が関係なく、誰でも1人で会派を組める方向に進むべきだと考えていることをご認識いただきたい。そういう意味で言えば、政党の会派要件を、3人未満でも認めるというのを2人以上にしたらどうかというお話があったが、政党以外の方が3人のままで、政党だけ2人にすることでは、権利の後退とみなされるため、反対の立場である。政党も政党でない方も関係なく、全て2人にしましょうという提案であれば、政党にとっては後退かもしれないが、政党以外の方からは前進とみなすことができると思っている。そのような意味で、不平等を解消するやり方は、検討の余地はあるだろうと思っている。

☆松島委員

今の話しは少し違うと感じており、白川委員が言っているのは権利の拡大云々は別の話であり、今話しているのは、まずこの不平等を解消しましょうという提案だと思っている。実際の人数に関してはその後で实际的に時代を反映し、何人であるべきかという話を別建てすればよい。先ほどの日本共産党越谷市議団の話だと、自分たちの思う人数の影響が少なければ不平等でもよいという形でも捉えられてしまうため、そこは切り離して議論していただきたい。

☆山田委員

私の理解としては、白川委員の意見は、1人会派では不具合が出る可能性があるため、最終的に何人にするかは別として、1人は避けるべきとの主張が出発点で、不平等も解消するべきという話だと思っている。全て2人以上を会派とすることが最良だという言い方をするつもりはないが、検討する余地があるだろうという話をさせていただいた。

★委員長

松島委員、山田委員の意見を考慮しながら、各会派で検討していただきたい。優先としては、ただし書を削除するのか。その後で、人数について検討していければと考える。

☆白川委員

来年は選挙なので、それまでには区切りをつけて決めたい。

★委員 長 本件については継続協議とすることにご異議ないか。

※ 委員全員異議はなく、そのように決定された。

## ◇ 議会活性化等について

### 1 議会のICT活用について

#### ・ タブレット端末等の活用について

★委員 長 前回までの会議ではタブレット端末導入の必要性に係る意見や、ハードとソフトを分けて検討する意見などが出され、協議の方向性もあつて各会派に内容を持ち帰っていただき、継続協議となっていた。協議経過を踏まえ、新たなご意見等はあるか。

☆藤部委員 公明党越谷市議団としては、タブレットについては自前で、パソコンやタブレット、スマートフォンを持ち込めるようにしたらどうかという話が出ている。使用については自己管理を徹底し、議会中の使用制限等を作り、その中で持ち込んでみてはどうかという内容である。政務活動費で購入や、一律で端末を導入するなど、様々な案が出ているが、現行使っているものも個人的にあるため、ハードの面についてのみだが、そのようにしたらどうか。自分の持っている端末がソフトに対応できなければ、政務活動費で一律新たに用意するのも仕方がないと思われる。

★委員 長 既に10年以上かけてタブレット導入については検討してきたが、個人で端末を導入されている方々も多くいる中で、それを生かした形で運用した方がいいのか、一括でタブレット端末の導入をするべきか。また、ソフトの面で規定も含めてどのように運用するのか検討いただきたい。

☆山田委員 全員がタブレットを活用していくのであれば、一括で導入をするべきという考えであったが、この間に自身の端末を持ち込むという経過が発生しており、現状、議会費でタブレットを導入することは現実的でないと思っている。ソフト面、規定面の整備に集中をして、議会費でタブレットを購入することについては、議論を終了させる方向で進め、次回結論を出すという形を取るという委員長の提案に賛同する。

☆松島委員 導入の目的が既に曖昧になっている認識がある。ペーパーレス化が1つの目的に挙げられているが、私どもの会派を見てもわかるとおり、既にペーパーレス化ができているため、タブレットを購入しないとペーパーレス化ができないわけではないことを理解いただきたい。論点になっているのは、タブレットを100%公費で購入するか否かだと思われる。

が、前回から申し上げているとおり、私用で使うものに対する範囲が非常に曖昧で立証することができない。そのため、政務活動費ではPCやタブレットに関しては、半分私費を入れて按分して購入するということになっている中で、タブレットだけは100%公費で買うことに関して、矛盾が生じてしまう。もし100%公費で買うことにするのであれば、政務活動費を直す必要があり、直さないのであれば、100%公費で出す必要はないのではないか。今現状の政務活動費の運用ルールのままで購入するというのは、市民の理解を得られないと思われる。

☆小林成好委員      やはりタブレットの使用がどこまで許されるのかが曖昧な中で、公費で全部買うとなると持ち帰ることも難しい状況だと思われる。そうすると、置いたままにするタブレットに何百万とかけるのは、無駄な経費になると考えている。現状、各自のパソコン等で十分対応できると思われるため、議論に決着をつけてもよいのではないかと考える。

☆小口委員          会派に持ち帰って検討する。

☆島田委員          会派に持ち帰って検討する。

☆藤部委員          会派に持ち帰って検討する。

☆白川委員          当初から導入すると言ってきたが、運用面をしっかりと整備することを強く申し上げてきたため、そこが固まるのであれば、あえて導入する必要はないという考えである。

★委員長          今後の協議の方向性として、タブレット端末を導入しないことも含めて一旦見送りとすること。もう一つは、運用の仕方や規定も含めた、ペーパーレス会議システムの導入について協議していくことを、会派に持ち帰っていただき、継続協議とすることにご異議ないか。

※ 委員全員異議はなく、そのように決定された。

## 2 3月定例会における一般質問と代表質問の選択制の実施について

★委員長          3月定例会での選択性の実施を踏まえ、ご意見やご感想はないか。

→ 発言なし

★委員長          本項目については、協議を終結することとしてよろしいか。

※ 委員全員意見はなく、異議もなくそのように決定された。

## 3 議会運営委員会の議会中継の実施について

★委員長          本格実施に向けた中継手法について、3月定例会告示日の試行録画を踏まえ、今後の運用方法を確認していきたい。

○ 休 憩（１０：０８）→ 試行録画の映像検証

○ 開 議（１０：１３）

★委 員 長 会議場所について、試行録画を踏まえての協議を行うため継続協議となっていた。前回の会議で、第２委員会室での試行録画に特段の支障や反対のご意見がなかったこと、準備などの運用面や会議室としての貸し出し需要などを考慮し、告示日及び会期中は原則第１委員会室を会場とし、閉会中や会議の際に、第１委員会室での開催が難しい場合は、第２委員会室を会場とする方向で考えているが、いかがか。

※ 委員全員意見はなく、異議もなく、そのように決定された。

★委 員 長 また、試行録画を踏まえて中継全般に対するご意見等はあるか。

→ 発言なし

★委 員 長 録画配信の実施時期について、次回の６月会議から録画配信をすることを考えているがいかがか。

※ 委員全員意見はなく、異議もなく、そのように決定された。

#### ４ 正副議長選挙の取り扱いについて

★委 員 長 前回ご決定をいただいた内容について事務局で整理することとなっていたため、まずは事務局から説明させる。

★次 長 お手元の資料４番、「議会運営委員会申合せ事項新旧対照表」をご覧いただきたい。前回までの協議結果を議会運営委員会申合せ事項に反映したものとなる。会議時間の延長に関して明文化するもので、午後７時までの会議時間の延長は議長裁量とし、午後７時を超える見込みの場合は、延会等も含め、議会運営委員会に諮り、決定することを追加している。そのほか、前回ご決定いただいたとおり、初日の議事が延会となった場合の一般質問の発言通告は、初日の会議散会后１時間以内とするほか、初日を延会とした場合の休会日の取扱いは、会期予定のとおりとし、第５日から一般質問を行っていく。

★委 員 長 ただいまの事務局の説明に対してご意見等はあるか。また、配布した案のとおりに、申合せ事項を改正することにご異議ないか。

※ 委員全員意見はなく、異議もなく、そのように決定された。

※ 本項目にかかる協議は終結することに決定された。

#### ◇ 次回の議会運営委員会の開催日程について

○ 休 憩（１０：１８）→ 次回の協議日程について確認。



## ○ 開 議（１０：１８）

- ※ 議会運営等について、次回、告示日の５月２５日（月）午前９時３０分より協議することに決定された。

## ◇ その他

- ・ 政務活動費の収支報告書等の提出について《次長説明》

令和７年度分の収支報告書等の提出期限は４月３０日までのため、必要書類を添付してご提出いただきたい。

- ・ 請負状況等報告書の提出について《次長説明》

令和７年度(2025年度)における越谷市に対する請負の状況については、越谷市議会議員の請負の状況の公表に関する条例等に基づき、必要な書類を添付して、６月１日から３０日の間にご提出いただくこととなる。

- ・ 改正後の委員会条例及び傍聴規則について《次長説明》

それぞれ改正後の全文をラインワークスで送信させていただいている。

また、傍聴規則については、議員ハンドブックの改正部分の貼付用紙を後ほど、会派単位で配付させていただきます。委員会条例については、改正内容や改正部分の文章量等を考慮し、議員ハンドブック用の貼付用紙は配付しないため、ラインワークス保存データをご活用いただきたい。

なお、傍聴規則の改正に伴い、４月臨時会から傍聴ルールが変更となる。主な変更点として、帽子、外とう、えり巻の類の着用禁止規定がなくなること、体調管理のための水分補給を認めるものなどがあるため、よろしく願いしたい。

- ・ サイバーセキュリティを確保するための方針のホームページの公開について  
《次長説明》

４月１日付けで「越谷市情報セキュリティ基本方針」を市議会における当該方針に位置付ける旨を市議会ホームページに公開している。

- ・ 政務活動費の運用について

☆野口委員      政務活動費運用手引きの８ページ、政務活動費の広報紙等に関する部分の留意事項②、「選挙を前にした広報紙の作成は、発行時期や発行部数、掲載内容等について留意すること」の後に「(任期満了６ヵ月前から支出は控える)」とあるが、任期満了６ヵ月前から支出を控えるという文章を削除する提案をさせていただく。理由として、政務活動費の対象外とする事例の中に、既に社交辞令・政党としての選挙に関するもの等は、そもそも規定からない状況で、６ヵ月前から控えるという曖昧な

表現にもなっており、削除することについて、各会派で検討していただきたい。

★委員長 参考に、この項目を入れた経緯は。

★次 長 6ヵ月前という項目が入っている経緯として、選挙前の事前運動と疑われないためのものと考えられるが、一方で6ヵ月前から支出を控えたからといって、事前運動と疑われないとは言い切れず、整合性がとれていないと思われる。6ヵ月前という表現は他の市議会などでおおむね6ヵ月という表現になっている。また、消耗品の購入等でも同様の表現がされており、退任される議員が退任を予定しているにもかかわらず、直前で換金性の高い切手を購入するなどに制限かけるために6ヵ月と定められているが、越谷市議会の政務活動費の手引きで言えば、社交辞令・政党としての選挙に関するものは対象外などで、担保されていると考えている。

★委員長 本件については、次回の議会運営委員会で改めて協議したいと思うが、いかがか。

※ 委員全員意見はなく、異議もなく、そのように決定された。

→ その他発言なし

※ 本会議への委員長報告については正副委員長に一任された。

○ 閉 会（１０：２５）